

郡山市立薫小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年2月27日改定

1 目標

本校のいじめ防止基本方針は、いじめは、人として決して許されない行為であるが、同時にどの子供にも、どの学校にも起こり得るものであると認識したうえで、いじめは重大な人権侵害であり、「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもって取り組んでいく。本市のSDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念のもと「郡山市いじめ防止基本方針」及び「郡山市いじめ問題対策連絡協議会等条例」の基本理念を参酌し『いじめの防止（未然防止のために）・早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないために）・いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）』の具体的な取り組みについて示し、本校全児童が安心して学校生活を送ることができる学校づくりを目指す。

2 薫小学校いじめ防止基本方針

（1）本市における「いじめの防止等の基本理念」（本市基本方針より抜粋）

すべての子どもは、社会の宝であり、人類の未来を切り開く可能性に満ちたかけがえのない存在である。子どもたちは、生まれながらにして、一人一人が人間として尊重され、成長及び発達が保障されなければならない。その子どもの心身に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、著しく人権を侵害するものである。本市においては、これまで心の教育を重視して、いじめ防止に向けた施策を推進し、命に関わる重大な事案をはじめとするいじめ発生の防止に努めてきた。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得るとともに、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るものであり、本市においても例外ではない。さらに東日本大震災や福島第一原子力発電所事故、新型コロナウイルス感染症対策による生活環境の変化が、子ども達にストレスを与え、そのストレスがいじめ等の問題行動を引き起こす原因になる可能性もある。

いじめは命に関わる重大な問題であり、いじめを防止することは子どもの命を守ることにもつながる。いじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは全ての市民の責務である。

そこで、本市におけるいじめ防止の基本となる考え方を次のとおり示す。

- いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気付きにくいところで行われることが多く発見しにくいものである。
- いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等に犯罪行為にもなり得るものである。
- いじめは全ての子どもに関する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- いじめ問題の克服は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより初めて可能となる。

（2）いじめの定義（推進法第2条）

- この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定に人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、次の5点を踏まえて行う。

- ① 表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ③ 特定の教職員のみで判断することなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用する。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目する。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努める。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - 金品をたかられる。
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- 上記の「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

(3) 本校のいじめに対する基本姿勢

- ① 「いじめは絶対に許されない」という認識を持つ。
- ② いじめられている児童を最後まで守る。
- ③ 学校が一丸となって組織的に対応する。
- ④ 児童と児童、児童と教職員の間に関感的な人間関係を築く。
- ⑤ いじめの早期発見と対応に努める。
- ⑥ 家庭や地域社会に問題の重要性を広め、連携して対応する。

(4) 本校のいじめに対する基本方針

- ◎ 『いじめ防止対策推進法』の第3条におけるいじめ防止等に向けての「基本理念」についての教職員の理解を深め、いじめ対策に常時取り組むことができる校内体制の強化と日常的な改善に努める。
- ◎ 「いじめの防止」並びに「早期発見」、「いじめに対する措置」にかかわる取組内容の具体化を組織的に行い、教職員の日常指導の在り方を改善するとともに指導内容のプログラム化を図る。
- ◎ 「いじめ対応」に係る教職員の資質能力の向上を図る取組・方法等を年間計画に位置付け、P D C Aサイクルを機能させていじめ防止等のための実効性ある取組を推進する。

3 組織

(1) 組織を構成するに当たっての基本的な考え方

① 「いじめ対策委員会」(推進法 22 条)

学校におけるいじめ防止や早期発見、いじめへの対処に関する措置を実効的に行う。

② スクールカウンセラーとの日常的な連携に努め、組織の活性化を図る。

③ 必要に応じて外部の専門家(専門カウンセラーや緊急派遣カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、市教委、警察等)からの助言を得ながら、機動的に運用する。

(2) 組織構成

① 校内組織： 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター

② アドバイザー： スクールカウンセラー、学校医、学校評議員等

※その他、必要に応じ構成員以外(市教委・警察・医師等)の関係者を招集できる。

(3) 組織の役割

① 学校基本方針に基づく年間計画の作成・実行・評価・改善の中核を担う。

② いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る役割を担う。

④ いじめの疑いに係る情報があった場合、緊急会議を開催して「いじめに対する措置」(発見したいじめに対する対処)を組織的に実行するための中核としての役割を担う。

4 いじめ対策マニュアル

(1) 「いじめの防止」対策(未然防止のために)

いじめの「未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくこと」(生徒指導リーフ増刊号『いじめのない学校づくり』国立教育政策研究所 H25.11) から始まる。

すべての児童が自己有用感を持ちながら、安心・安全な学校生活を送ることができるように、生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」づくりを行うとともに、好ましい人間関係を醸成して児童一人一人にとって居場所のある学級づくりを進める。

また、全ての児童がいじめを行わず、他の児童へのいじめを見過ごすことがないように、いじめ問題が児童の心身の発達や生命に重大な影響を及ぼすことについて、学年の発達段階を踏まえた計画的・系統的な指導を行う。

① 「いじめ防止」についての共通理解

ア 教職員への周知・共通理解

職員会議や校内研修等の場を通して、「いじめ防止対策推進法」や「郡山市いじめ防止基本方針」についての理解を深め、いじめ問題に対する正しい理解といじめ防止に向けての教職員の意識の高揚を図る。

イ 児童に対する指導

全校集会における講話や全体指導、学級活動での説諭や話し合いを通して、「いじめは人間として絶対に許されない」との共通認識を児童一人一人が持つことができるようにする。

②「わかる・できる授業」づくりを通した日常の取組

ア 課題提示の工夫や一人調べの時間の確保，個に応じた支援の工夫等により自己決定の場を設定することで，児童自らが課題を見つけそれを追求し，自ら考え，判断し，表現する授業の実現を図る。

イ 発言や活動の場の意図的な設定や承認・賞賛・励ましにより，学ぶ楽しさや成就感を感得させ，児童の自己存在感を高める。

ウ 互いに学び合い，認め合う場の設定や温かな雰囲気づくりにより，共感的な人間関係を育成する。

③ 道徳教育の充実（推進法 15 条），特別活動等を通した取組

ア 社会性や規範意識，思いやりなどの豊かな心を育むため，学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。

イ 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え，考え，議論することにより，いじめに正面から向き合うことができるよう，子供自身の主体的な活動を行う。

ウ 学校行事や児童会活動における異学年交流活動を通して人間関係の醸成を図るとともに，いじめ防止に向けて標語の募集やポスターづくりなど，児童の自主的な取組を充実させる。

④ 縦割り班活動を通した取組（清掃活動，フレンドリー活動 2 回）

ア 異学年との交流を通し，世話をする・されるという経験をすることで相手の立場を共感的にとらえ，互いを思いやる心情を育てる。

イ 清掃やレクリエーション活動を通して，自主性と社会性を養う。

⑤ メディアリテラシー教育の充実（推進法 19 条）

ア 児童の情報活用能力の向上を図り，安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身につけさせて，いじめの未然防止に努める。

イ メディアリテラシー教育を学級活動や総合的な学習の時間指導計画に位置づけ実践する。

⑥ 保護者や関係機関との連携による取組

ア 授業参観時に，いじめ問題に関連した「善悪の判断・勇気」や「思いやり・親切」，「生命尊重」にかかわる価値内容についての道徳の授業やグループエンカウンター等の人間関係づくりにかかわる学級活動の授業を保護者に公開する。

イ 学年・学級懇談会や P T A の各種会合において，「学校いじめ防止基本方針」に基づく学校の取組について説明するとともに，いじめ問題にかかわる情報交換を行い，いじめの未然防止に努める。

ウ 学校だより・P T A 広報紙による家庭や地域への啓蒙，ホームページへの「学校いじめ防止基本方針」の掲載，学校便り・学年便り等を活用していじめ防止の啓発に努める。

⑦ 学校として配慮が必要な児童への対応

以下に示す児童を含め，学校として特に配慮が必要な児童については，日常的に児童の特性を踏まえた適切な指導を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・ 発達障害を含む，障害のある児童
- ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚の保護者を持つ等の外国につながる児童

- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
- ・ コロナウィルス感染症関連による欠席の続く児童

(2) 「早期発見」(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないために)

- ① 早期発見のポイントを把握し、日常の観察を継続する。
 - ア 教職員は、いじめの兆候を敏感に察知するため、授業での学習の様子に加えて、学校生活全般での児童の言動や日記等の記載内容を通して人間関係の把握に努め、記録の累積を図る。
 - イ 業間時や昼休み等における児童との対話の時間を大事にするなどして、児童との信頼関係を構築して、担任に相談しやすい環境づくりに努める。
- ② いじめの早期対応をする。
 - ア いじめやいじめの疑いがある行為を発見、または情報を把握した時は「いじめ対応マニュアル」に基づき対応する。
- ③ 情報交換をする。
 - ア いじめ問題について学級担任が一人で抱え込むことがないように、生徒指導委員会の機能を十分に生かして、校内の情報交換を定期的に行う。
- ④ いじめアンケートの実施、教育相談等を行う。
 - ア 学期1回の児童アンケート調査により、早期発見に努める。(6・10・2月：年3回実施)
 - イ 7月の教育相談、年間3回の学年・学級懇談会を通して、情報収集に努める。
 - ウ スクールカウンセラーとの連携を緊密にして、教育相談機能の充実を図る。
- ⑤ 保護者アンケートを実施する。
 - ア 学校評価アンケートを通して児童の家庭での様子を知る。(11月実施)
 - イ 必要に応じ、臨時的に実施することができる。
 - ウ いじめ認知は保護者からの聞き取りを実施し、いじめ対応マニュアルにより対応する。
- ⑥ 地域から情報収集をする。
 - ア P T A 育成委員会との連携を図り、休業中における家庭・地域での児童の活動情報を共有する。
 - イ 学校評議員や民生児童委員、学区内町会長、郡山警察署麓山交番等の関係各機関と連携して、情報交換に努める。

(3) 「いじめに対する措置」(発見したいじめに対する対処) (推進法 23 条)

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切に対応することが大切である。正確な事実確認に基づき、いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速で適切な対応を行うとともに、解決に向けて担任などが一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。

いじめ解消の定義 (国の基本方針より)

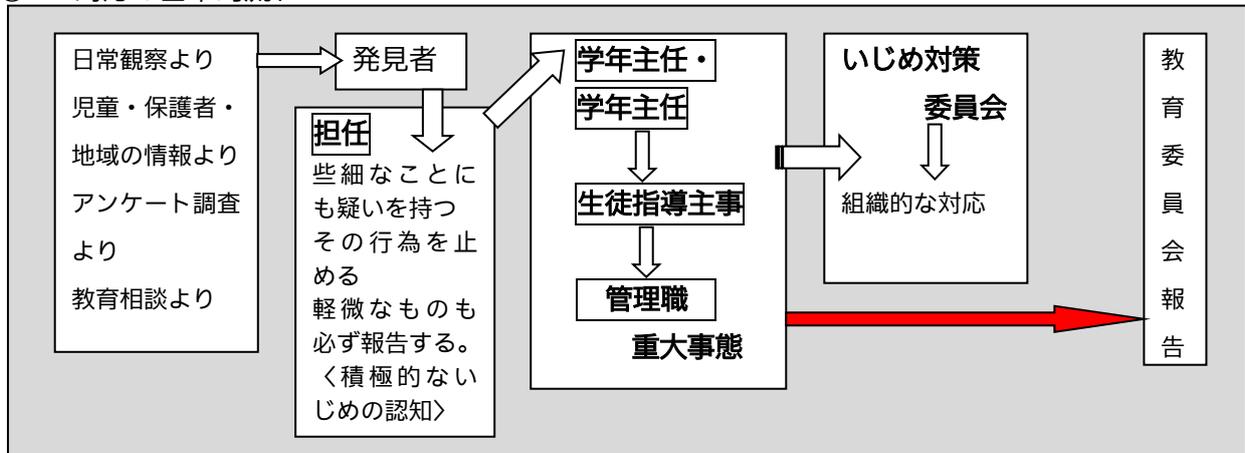
いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。少なくとも3か月を目安とする
 - ・ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要とされる場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

① 対応の基本的流れ



② 具体的な措置

主 な 内 容	具 体 的 な 対 応 策
ア いじめの初期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめやいじめと疑われる行為を現認した場合、その場でその行為を直ちに止める。 ○ 些細な兆候であっても、見逃すことなく早期に的確な関わりを持つ。 ○ <u>いじめを発見又は報告を受けた教職員は、一人で抱え込むことなく、速やかに管理職に報告・連絡・相談を行い、情報を共有する。</u> ※ 1日目での対応を原則とし、<u>遅くとも3日目までに初期対応を完了させる。</u> ○ 個人情報の取り扱いやプライバシーに十分配慮しながら、関係した児童双方から個別に事実確認を複数の教職員で行い、正確な事実把握に努める。
イ 早期解決に向けての 主な対応 (いじめ対応マニュアル)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校長のリーダーシップのもと、情報を共有し、役割を分担して取り組む。 ○ いじめを受けた児童、行った児童に対する指導・支援を状況に応じて的確に行う。 ○ 必要に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、総合教育支援センターや外部専門家、警察との連携を図る。 ○ 触法行為がある場合は早期に郡山警察署生活安全課に相談し、協力を求める。 ○ いじめた児童に対しては、関係機関と連携し、教育的配慮に基づいた学校教育法第11条による「懲戒」の適用判断、特別指導計画に基づく指導の実施、出席停止等を考慮する。(推進法25条)
ウ いじめを受けた児童・ 保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校長のリーダーシップのもと、生徒指導主事を中心として、該当学年会の協力のもと、いじめを受けた児童、いじめを行った児童に対する指導、支援を状況に応じて的確に行う。 ○ 事実確認とともに、気持ちを受け止め共感することで心の安定

	<p>をを図る。「最後まで守り通すこと」「秘密を守ること」を伝えるとともに、自信を持たせる言葉かけを行い、自尊感情を高めるよう配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめを発見したその日のうちに家庭訪問等を実施して、事実関係を直接保護者に伝えとともに、今後の指導・支援体制について説明する。 ※ 事実関係を聴取する際は個人情報の取り扱いやプライバシーに留意する。 ○ スクールカウンセラーとの連携を強化しながら、いじめを受けた児童に寄り添える体制づくりの見直しを図る。 ○ 必要に応じては、市教委派遣の緊急スクールカウンセラーを活用して、いじめを受けた児童の心の安定を図る。
<p>エ いじめた児童・保護者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめた気持ちや状況等事実確認を十分に聴取し、背景にも目を向ける。心理的な疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは決して許されない行為であることを認識させる。 ○ 保護者に対しては、必ず電話または保護者を召喚し、正確な事実関係を説明し、いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢で、事の重大さを認識させ家庭での指導を依頼する。また、児童の変容を図るため、今後の関わり方等を一緒に考え、具体的な助言をする。 ※ 特別指導計画での指導を実施する際は、個人情報の取り扱いやプライバシーに留意する。 ○ 出席停止の実施、警察との連携も視野に入れ対応する。
<p>オ いじめが起きた集団への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ問題を学級・学年、学校全体の問題として位置付け、話し合いの場を確保することで、いじめの「傍観者」から「仲裁者」への意識の転換を図り、いじめ根絶の態度を育成する。 ○ スクールカウンセラーの協力のもと、学級内の人間関係づくりのためのソーシャルトレーニングを必要に応じて実施する。
<p>カ ネット上のいじめへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間計画にもとづいて情報モラル教育を適切に位置付け、ネットの利便性と危険性について学年の発達段階に応じた指導を進める。 ○ フィルタリングの重要性や家庭におけるネット利用のルールづくりなどの必要性について、保護者に対する啓発活動を学校だより等を活用して積極的に行う。 ○ 不適切な書き込みを発見した場合は、市教委への報告の後、次のような手順でプロバイダへの削除要請を迅速に行う。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> ① 書き込みのあった掲示板の URS を記録し、書き込みを印刷して保存する。(印刷ができない場合は、デジカメ等で写真に記録する。) ② 掲示板の管理者に削除依頼をメール送信する。 ③ 管理者が不明な場合や削除に応じない場合は、プロバイダへ削除を依頼する。 ④ 削除されない場合、「命」にかかわっては郡山警察署に、「人権」にかかわっては郡山地方法務局に速やかに相談する。 </div>

キ 再発防止に向けての主な対応	○ いじめの発生を契機とし、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、基本方針(行動計画)を見直しし、いじめのない学校づくりに努める。
ク SNS 上などインターネットを介したいじめへの対応	○ インターネットの特殊性による危険性を十分理解し、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を努める。 ○ 掲示板等への誹謗・中傷等の対応を行う。 書き込み内容の保存(プリントアウト)→掲示板管理者に削除依頼→削除されないときは警察や法務局に相談 ○ 懇談会等フィルタリングの設定等の予防策や家庭におけるルール作り等、啓発活動を強化する。

5 重大事態への対応 (推進法 28 条, 国の基本方針, 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」, 本市基本方針による)

(1) 重大事態の定義

① 「いじめにより児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② 「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある。

- ・年間 30 日を目安にする。
- ・一定期間連続している場合は迅速に調査する。

※ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始する。

各教育委員会等で重大事態と扱った事例

①児童が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②身体に重大な傷害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額 1 万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続き(重大事態の目安である 30 日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。

重大事態への対応の流れ(本市基本方針)法第 28 条～31 条

- ① 教育委員会指導・助言のもと、学校内に重大事態の調査組織を設置
- ② 教育委員会が事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ④ 調査結果を市教育委員会に報告(市教育員会は市長に報告)
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

※ 必要があると認めるとき、市長は、調査結果について付属機関を設けて再調査を行うこと

ができる。また、市長は、その結果を議会に報告しなければならない。

(2) 重大事態の報告

- ① 校長は、速やかに市教育委員会に報告する。
- ② 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、直ちに事実を確認する。その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、必ず対応し、生徒指導主事や上司に報告する。また、申立てがあった保護者には必ず説明をする。

(3) 重大事態の調査の主体

郡山市教育委員会が主体となって調査等を進める。

(4) 事実関係を明確にする調査の実施

- ① 調査は、教育委員会の附属機関である郡山市いじめ対策委員会が実施する。人選には、公平性・中立性確保に配慮する。
【構成員】 大学教授等の学識経験者、弁護士会、医師会、心理や福祉の専門家 等
 ※ 調査実施前に、被害者児童生徒・保護者に対して調査方針を説明する。その際、調査の目的・目標、調査主体、調査時期・期間、調査事項・調査対象、調査方法、調査結果の提供に関する方針について、できる限り同意を得られるようにする。
- ② 学校は、調査機関に対して必要な資料の提出等、調査に協力する。

(5) 関係児童生徒への対応（市教育委員会の指示の下、本校いじめ対策マニュアルに基づいて行う）

- ① いじめを受けた児童生徒に対しては、その状況にあわせた継続的な心のケアを行うとともに、学校生活支援や学習支援を行う。必要に応じて、SCやSSW、心理・福祉関係機関等の専門家へ協力依頼を行う。
- ② いじめた児童生徒に対しては、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。いじめた児童生徒への指導は、保護者に協力を依頼しながら行う。必要に応じて、SCやSSW、心理・福祉関係機関等の専門家、警察との連携を図る。

6 年間実施計画 （※生徒指導全体会は必要に応じ行う）

月	生徒指導・学校評価関係等	いじめ防止対策関係
4	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議・・・全体計画、各種計画の審議 ○家庭環境調査の実施（地域安全確認） ○生徒指導委員会の実施 ○生徒指導全体会・・・児童に関わる情報交換・共有 ※ 全体会は、生徒指導主事が企画して職員会議後に実施する。 ○縦割り班の編成と活動開始 	<ul style="list-style-type: none"> ①「郡山市いじめ防止基本方針」の周知 ②「学校いじめ防止基本方針」についての共通理解 ③学年懇談会の開催・・・学年目標・方針の周知 「学校いじめ防止基本方針」の説明
5	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 ○生徒指導全体会・・・児童に関わる情報交換・共有 ○縦割り清掃活動の開始 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 ○生徒指導全体会・・・児童に関わる情報交換・共有 ○1学期児童アンケート実施・集約 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤第1回いじめアンケート調査実施と集約 生徒指導委員会での分析・検討 ※ いじめの疑いがあった場合は、いじめ対策委員会を開催して、「いじめに対する措置」（発

		見したいじめに対する対処) を組織的に実行する。 ⑥学校評議員会での学校基本方針の概要説明
7	○生徒指導委員会 ○生徒指導全体会・・・児童に関わる情報交換・共有 ○教育相談の実施・・・保護者との二者面談 ○1学期末生徒指導アンケートの実施・集約	
8	○PTA育成委員会による地域巡回	
9	○生徒指導委員会 ○生徒指導全体会・・・児童に関わる情報交換・共有	⑦いじめ防止に関わる校内研修会
10	○生徒指導委員会 ○生徒指導全体会・・・児童に関わる情報交換・共有	
11	○生徒指導委員会 ○生徒指導全体会・・・児童に関わる情報交換・共有 ○2学期児童アンケート実施・集約	⑧第2回いじめアンケート調査実施と集約 生徒指導委員会での分析・検討 ※ いじめの疑いがあった場合は、いじめ対策委員会を開催して、「いじめに対する措置」(発見したいじめに対する対処) を組織的に実行する。
12	○生徒指導委員会 ○2学期末アンケートの実施・集約 ○教育課程編成会議の開催	⑨学年懇談会の開催・・・友達関係についての情報交換
1	○生徒指導委員会 ○生徒指導全体会・・・児童に関わる情報交換・共有 ○教育課程編成会議の開催	
2	○生徒指導委員会 ○生徒指導全体会・・・児童に関わる情報交換・共有 ○3学期児童アンケート実施・集約 ○教育課程編成会議の開催 ※ 生徒指導全体計画、各種運営計画等の見直しを図る。	⑩第3回いじめアンケート調査実施と集約 生徒指導委員会での分析・検討 ※ いじめの疑いがあった場合は、生徒指導委員会を開催して、「いじめに対する措置」(発見したいじめに対する対処) を組織的に実行する。 ⑪学年懇談会の開催・・・友達関係についての情報交換 ⑫第2回学校評議員会の開催・・・取組状況の説明
3	○生徒指導委員会 ○生徒指導全体会・・・児童に関わる情報交換・共有	⑬学校基本方針の見直し

7 推進上の留意点

- (1) 学校基本方針をP D C Aサイクルで組織的に機能させるため、学校評価推進計画や目標管理制度との関連性を持たせて定期的に点検・評価を実施し、その取組等を見直しや改善を図る。
- (2) 学年懇談会や学校便り、生徒指導便り等を活用して、学校基本方針の内容やその取組状況、学校評価結果等について積極的に保護者に発信し、家庭との緊密な連携を図る。